低炭素建築物新築等計画認定手数料
（都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項）

一戸建て住宅				共同住宅等				非住宅建築物			
床面積の合計	認定に係る評価方法			床面積の合計	認定に係る評価方法			床面積の合計	認定に係る評価方法		
	登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認めたもの	その他のもの			登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認めたもの	その他のもの			登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認めたもの	その他のもの	
		誘導仕様基準によるもの	その他のもの			誘導仕様基準によるもの	その他のもの			モデル建物法によるもの	その他のもの
200㎡未満	5,600円	22,400円	41,400円	300㎡未満	11,000円	39,900円	81,000円	300㎡未満	11,000円	101,500円	261,300円
				300㎡以上2,000㎡未満	23,200円	67,300円	133,500円	300㎡以上1,000㎡未満	19,000円	128,600円	326,800円
								1,000㎡以上2,000㎡未満	30,700円	168,500円	421,200円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	51,400円	119,900円	225,600円	2,000㎡以上5,000㎡未満	91,600円	271,200円	600,000円
200㎡以上		23,900円	46,000円	5,000㎡以上10,000㎡未満	91,800円	180,100円	322,400円	5,000㎡以上10,000㎡未満	144,900円	353,400円	738,500円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	147,700円	328,800円	632,400円	10,000㎡以上25,000㎡未満	182,900円	424,200円	872,400円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	223,500円	554,600円	1,116,900円	25,000㎡以上50,000㎡未満	228,600円	497,300円	994,900円
				50,000㎡以上	339,400円	971,100円	2,050,900円	50,000㎡以上	319,900円	643,400円	1,240,000円

備考

１　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の変更認定申請（直近の低炭素促進法第５３条第１項の認定若しくは低炭素促進法第５５条第１項の変更の認定に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)においても当表を適用する。

２　「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について低炭素促進法第５４条第１項第１号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に共用部分（同省令第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合（以下この備考及び別表第６の２において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、低炭素促進法第５５条第１項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に０．５を乗じて得た面積を加えた面積とする。

３　「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
（1）非住宅建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関
（2）一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）
（3）複合建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

４　「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号）Ⅰ．第１の１の１－２ただし書及び２の２－１ただし書の規定により建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る審査を行う方法をいう。

５　床面積の算定方法は、建築基準法施行令第２条第１項第３号に定めるところによる。

６　申請に係る建築物が複合建築物（非住宅部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物）の場合は、非住宅建築物に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額に、一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額を加算した額とする。

７　手数料詳細及び備考１以外の変更認定等のその他の手数料については東大阪市手数料条例第2条をご参照下さい。

８　「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ（２）及び同号ロ（２）の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

９　「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。